先物取引被害全国研究会

先月、大阪での第７３回先物取引被害全国研究会に参加して来ました。

先物取引被害の救済方法の講演から始まり、まもなく迎える債権法改正についての講演、各地からの先物被害事案、ＣＯ２排出権や金地金の分割売買の形式を装う投資まがいの詐欺事案、私設私書箱運営業者の責任追及事案など多くの判決・和解報告など目白押しの内容でした。

研究会に参加することで、今、担当している事件の解決のヒントが得られる事も少なくありませんし、裁判での主張・立証方法、回収方法の技術習得にもなります。

理論的技術的な点だけでなく、先物被害や詐欺被害により財産を失った被害者を何とか救わなければいけない、違法業者から財産を取り戻さなければいけない、このような被害を防がなければならないという全国の弁護士の熱意は、研究会に参加しなければ感じられないものです。刺激を受け、業務に対するモチベーションも高まります。

今後も研鑽を重ね、より良い事件解決に繋げていきたいと思います。

弁護士□月岡□朗